

支給対象費用の算出方法等の変更について(通勤対策助成金)

より経済的負担の実態に則した助成を行うことを目的に制度改正を行いました。改正内容は下記1、2のとおりです。

1.支給対象費用の算出方法の変更について

(対象: 重度障害者等用住宅の賃借助成金、駐車場の賃借助成金)

従来の助成対象上限としていた面積※を基準面積とし、下記の通り支給対象費用を算出いたします。
※駐車場の賃借助成金及び住宅の賃借助成金(単身者): 28㎡、住宅の賃借助成金(世帯用): 74㎡(北海道は78㎡)

◆基準面積以下の場合

支給対象費用は賃借料です。(徴収額がある場合は賃借料から徴収額を控除した額になります)

当該住宅・駐車場の賃借料 — 徴収額(支給対象者から徴収する額)

◆基準面積を超える場合

支給対象費用は賃借料に基準面積を乗じて得た額を賃借面積で除して得た額です。

(徴収額がある場合は賃借料から徴収額を控除した上で、基準面積を乗じて得た額を賃借面積で除して得た額となります)

(当該住宅・駐車場の賃借料 — 徴収額(支給対象者から徴収する額)) × 基準面積 ÷ 賃借面積

◆適用時期: 令和3年4月1日

2.住宅等を変更した場合の助成額変更前上限の撤廃について

(対象: 重度障害者等用住宅の賃借助成金、駐車場の賃借助成金、住宅手当の支払助成金)

やむを得ない理由以外で住宅等を変更した際、変更後の金額が高くなる場合の支給対象費用は変更前の金額を上限としておりましたが、改正後は上限を撤廃し、変更後の金額を支給対象費用として助成額を算出します。
(支給限度額の上限は適用されますのでご注意ください。)

